

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成23年(行ツ)第328号 平成23年(行ヒ)第367号
決 定 日	平成24年2月16日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	宮 川 光 治 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇
当 事 者 等	上告人兼申立人 正 田 哲 也 同訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 ほか 被上告人兼相手方 東 京 都 同 代 表 者 東 京 都 教 育 委 員 会 同委員会代表者委員長 木 村 孟
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成22年(行コ)第195号(平成23年6月30日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成24年2月16日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 矢 野 均 (印)	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成24年2月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

矢野

均

